

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2019
No. 537

7

就業体験

[平成30年10月22日(月)～10月26日(金)]

宮崎県立都城工業高等学校
建設システム科 2年生 40人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和元年7月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和元年度第2回常務理事会を開催	3
2. 令和元年度第2回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県建設産業関連団体との意見交換会を開催	7
4. 九州地方整備局との意見交換会を開催	8
5. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催	8
6. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	9
●雇用改善コーナー	
1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る 公共職業安定所における取扱い等について	10
2. 2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 並びに文書募集開始時期等について	11
3. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	13
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	19
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	20
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	21
2. 令和元年度 土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会の開催ご案内	21
●建退共	
1. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）	22
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	22
●建災防	
1. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について	23
2. 第56回 全国建設業労働災害防止大会（福岡大会）について	24
●火薬協会	
1. 平成30年度産業火薬類の消費中事故原因について	25
2. 受験対策講習会受付中	27
3. 講習会の日程について	27
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	28
2. 中間前払金制度のご案内	29
●建設業情報管理センター	
経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	30
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	31

令和元年7月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月		宮崎労働局長安全衛生表彰式（宮崎）	
2	火		足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 3日まで）	
3	水	建産連 総会		
4	木	技士会 小林地区セミナー	フルハーネス型安全帯特別教育（延岡）	
5	金	技士会 西部地区セミナー	ローラーの運転の業務に係る特別教育（延岡 6日まで）	
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	県建設業者研修会（西部・高鍋）	職長・安全衛生責任者教育（延岡 10日まで）	
10	水	農業土木委員会		
11	木	県建設業者研修会（日向） 女性の会 総会・基調講演（宮崎）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（清武 12日まで）	
12	金	建築委員会		
13	土			
14	日			
15	月	海の日	海の日	海の日
16	火			
17	水	県建設業者研修会（延岡）	車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
18	木	県建設業者研修会（西臼杵）	足場の組立て等の業務に係る特別教育（延岡）	
19	金		高所作業車運転技能講習（清武 20日まで）	
20	土			
21	日	参議院議員選挙投票日		
22	月	九州技士会総会		火薬関係知事試験準備講習（23日まで）
23	火	県建設業者研修会（宮崎・高岡）	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（延岡 25日まで）	
24	水	県建設業者研修会（日南・串間）		
25	木	九州建設業協会 第一回土木委員会（福岡）		
26	金	九州建設業協会 第一回建築委員会（福岡）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 27日まで）	
27	土			
28	日			
29	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
30	火	県建設業者研修会（小林） 事務局長会議	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（清武 31日まで）	
31	水	県建設業者研修会（都城）		

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2019.6.24付 公共建築協会主催「改訂公共建築(改修)工事標準仕様書」講習会の開催案内（宮崎会場 7月31日開催：建築）	公 共 建 築 協 会	html
2019.6.3付 公共建築協会主催「令和2年度 新営予算単価と設計料算定」説明会の開催案内（福岡会場 7月9日開催）	公 共 建 築 協 会	html
2019.5.30付 【NEXCO西日本】令和元年5月1日入札契約・工事管理等に関する改善と今後の新たな取組みについて	NEXCO西日本	html
2019.5.28付 【2019.7.2-4開催】令和元年度 2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	丸 和 建 設 (株)	所 在 地	〒889-0611 東臼杵郡門川町大字門川尾末842番地5	〒889-0611 東臼杵郡門川町南町4丁目140番地

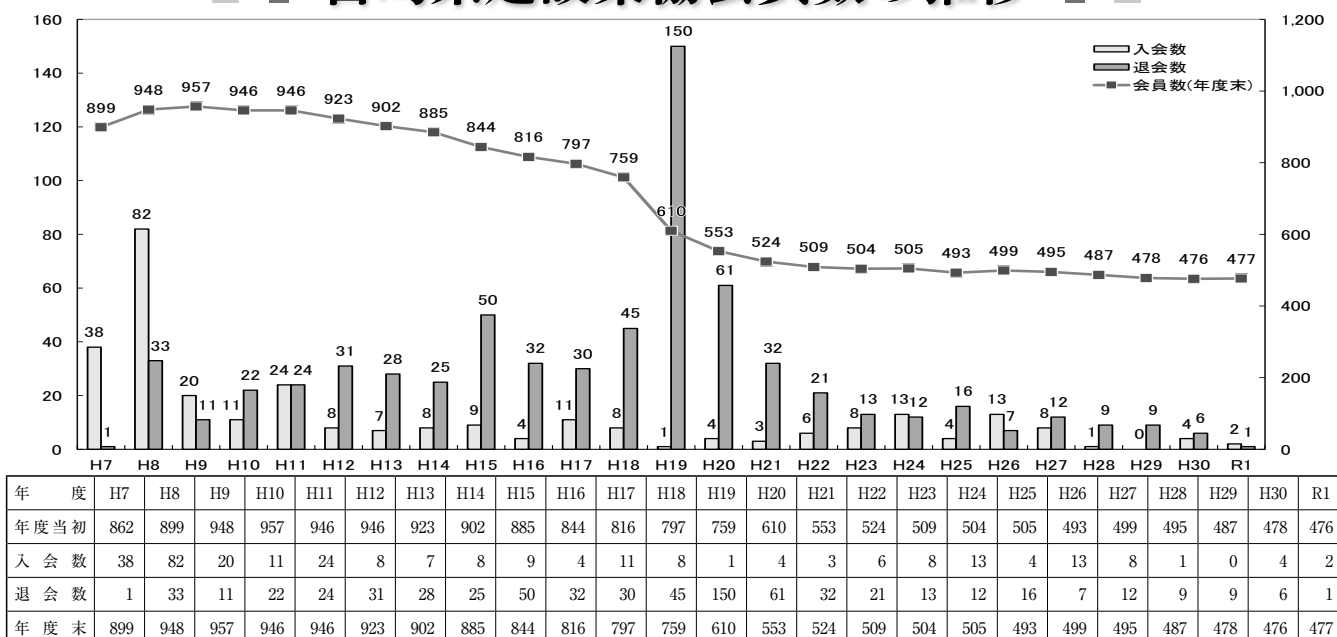
【新規加入会員】

地 区 名	会 社 名	代表者名
高 鍋	(株) 山 下 建 設	山下 征俊

【退会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
日 向	(有) 谷 村 組	浅利 照雄

宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R1は6.28現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度第2回常務理事会を開催

令和元年5月28日(月)12時50分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(12 / 13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「5月から元号が令和となり、6月が宮崎県建設業協会の創立70周年となる。5月23日に記念祝賀会を行ったが、知事や県議会議員、建産連団体等が出席していただき大盛況で終わったと思っている。また、大石先生のインパクトのある基調講演を聞き、我々もインフラ整備の大切さを伝えていく必要があると感じた。

今後の予定としては、7月には参議院議員選挙があるため頑張っていきたい。本日もよろしくお願したい」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第2回常務理事会

議題1 新規会員入会について

津房会長が資料1に基づき、高鍋地区の(株)山下建設について報告し、加入が承認された。

議題2 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、情報提供内容について報告した。

議題3 参議院議員選挙対策について

樫村事務局長が資料3に基づき、参議院議員選挙の対策について報告した。

議題4 コンクリート製品協同組合との価格協議について

菊池課長が資料4に基づき、コンクリート製品協同組合と行った製品価格協議について報告した。

議題5 その他

(1) 令和元年度宮崎県総合防災訓練について

樫村事務局長が参考1に基づき、高原町の総合運動公園で11月9日、10日に総合防災訓練が開催されることを報告した。

(2) 令和元年度宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考2に基づき、5月7日から開始した若年入職者募集の実施状況について報告した。

(3) 衆議院議員 江藤拓国政報告会について

樫村事務局長が参考3に基づき、江藤拓国政報告会への対応について報告し、承認された。

(4) 衆議院議員 武井俊輔国政報告会について

樫村事務局長が参考4に基づき、武井俊輔国政報告会についての対応を報告し、承認された。

(5) 参議院議員 足立敏之先生の来県について

檜村事務局長が参考5に基づき、6月28日の足立先生の来県行程について報告した。

(6) その他

残土処分について

議題6**7月常務理事会等について**

檜村事務局長が参考6に基づき、7月29日の常務理事会及び8月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和元年度第2回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和元年5月28日(火)午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

明利次長(都市計画・建築担当)

管 理 課：斎藤課長、渡辺課長補佐

南條・西野主幹、中村技師

技術企画課：石井課長

前田・岩切・山下主幹、工藤主査

◇公共三部共管

工事検査課：川野課長

児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長

甲斐・小野・藤元副会長

本部・河野(義)・河野(与)・

河野(孝)・津房・興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事

檜村常務理事兼事務局長

大谷総務課長、菊池土木農林課長

山尾業務係長

有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

今回は、令和になって初めての意見交換会となる。先日は70周年記念にご出席いただき感謝申し上げます。我々も70周年を一つの機会として、新しい建設産業に向かって、しっかり歩みを進めていきたいと思っている。5月25日には日向バイパスの永田工区の安全祈願祭と起工式が行われたと聞いている。また、都城志布志道路設備活用促進大会で新たに一部区間が来年度迄に開通ということが発表され、着々と建設工事が増えていく状況になっている。国土強靱化の緊急対策として様々な工事が、順次発注となっていくと思うが不落不調を出さないように努力していきたい。さらに建設業の発展にも繋げていきたい。本日はよろしく願いたい。

【明利次長挨拶】

建設業協会の皆様には日頃から社会資本の整備や維持管理、災害対応に協力していただき改めてお礼申し上げます。5月23日の表彰式、創立70周年の懇談会に知事をはじめとして、我々職員も招待いただき誠に感謝する。先月末から今月初めにかけて改元に伴う10連休だったが、令和の初日である5月1日に落石により国道219号が通行止めになった。その後、迅速な対応により5月7日には片側交互通行が可能となった。大型連休中にもかかわらず素早い対応をしていただきお礼申し上げます。また、

5月10日には日向灘を震源とする震度5弱の大きな地震があった。日向灘を震源とする震度5弱以上の地震は13年ぶりであり、津波や住宅、人的被害は無かったが、改めて南海トラフ地震への備えを強めていきたいと考えている。先週は豪雨により広範囲で影響が出ており、今週末からは6月となり梅雨入りを目前に控えているため備えを進めていきたい。今後とも協会の皆様には、避難訓練・防災訓練などご協力を賜りたい。本日もよろしくお願いしたい。

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、各課より説明・報告があった。

《管理課》

若年技術者等資格取得支援事業について

- ・平成31年3月31日時点で満40歳未満の方が助成対象の資格取得時に費用を助成する。(1人当たり上限額5万円) 例年200件程度実績があり、6月から開始する。

《技術企画課》

工事成績評価点について

- ・平成30年度工事成績評点(公共三部平均点)は、全業種(1572件)で82.9点、土木一式工事で83.1点、舗装工事で84.5点、とび・土工・コンクリート工事で83.1点となっている。



第2回県との意見交換会

◆意見交換会

(1) 工事成績評価点について

本会→公共三部(県土整備部・農政水産部・環境森林部)のそれぞれの平均点はどうなのか。

県→全業種で県土整備部が83.1点、農政水産部が82.5点、環境森林部が82.2点となっている。

(2) 工事の不落不調対策について

本会→山間部では現状で型枠工が少ないことが不落不調の要因の一つになっている。残存型枠の使用はできないのか。以前確認をした際には、実績がない・単価が高くなってしまったとのことだった。今後の人手不足解消の為に検討をお願いしたい。

県→型枠工の人手不足とのことだが、どの程度不足しているのか等の情報が確認できていない。詳細情報があれば情報提供をお願いしたい。残存型枠については省力化や施工性のメリットもあるが、最終的には経済性の観点がある。労働者の状況の確認をしながら検討していきたい。

本会→地区によっては型枠工がいない地区もあり、他の地区から来てもらっている。しかし、距離等の条件によっては来てくれないこともある。また、土木より建築の方が施工時間を短くできるため、㎡単価は安くても土木工事より建築工事を優先されてしまう。残存型枠の使用については条件によっては認められた実績はある。

県→県でも働き方改革や週休2日制によって更に業者の人手不足が進むのではないかとといった意見は聞いている。全体の流れを把握しながら残存型枠等の使用も前向きに検討していきたい。また、型枠工や鉄筋工など専門業種との意見交換も行っていきたい。

(3) 工事成績表(点数)について

本会→先ほど全業種の成績評価点の平均点が8.2点～8.3点程度であるが、総合評価の企業の技術力では工事成績最高点が8.5点となっている。最高点を平均点と同等程度にはしないのか。

県→現状で工事成績点を上げるために過剰な資料を作成している企業もある。工事書類の簡素化を進めていくためにも様々な検討を行っていく予定である。

(4) 長期連休の対応について

本会→5月の連休では建設業も完全に休みという対応をしていたが、今後はローテーション等での対応にした方が良いのではないかと感じた。また、災害発生時に運送業者や機械リース業者も休日だったために緊急対応に苦慮したことから、緊急時の対応についても建設業全体で考えておく必要がある。今回の災害でも指示されたH鋼が県内では取り扱っていない規格のため、対応が間に合わない状況となった。協議し規格の変更となり対応できたが、今後災害対應用のH鋼規格の検討や保管場所などの対策をしてほしい。

県→H鋼の規格については間隔や本数で対応できるとは思っている。規格等については意見交換会を行っていく中で対応していきたい。

(5) 残土処理費について

本会→残土処理費用は、県では検討していないのか。

県→処理費をみるのは難しい。

本会→残土処理費は各箇所によって異なっているため統一するべきではないか。現在、処理

費を払っている状況が多々ある。詳細については後日まとめて報告する。

県→残土処理は一般的には借地をして終了後に返却するようになっているはずだが、発注者が指定するのではなく任意の場合か。

本会→指定ではなく、任意の場合である。処理費が高騰している地域もある。また、今後残土の量もかなり増加するため借地料等についても対応を検討していただきたい。設計の段階で地権者との借地料の打ち合わせを行ってもらい、その金額を設計に積算してもらいたい。

県→所長会議等でテーマにしてどのような対応をして、受注側の負担を減らしていくかについて検討する。

(6) 週休2日について

本会→週休2日制のルールは国土交通省(九州地方整備局)と同等なのか。

県→基本的には同じである。しかし、細かな対応については異なっている箇所もある。(相違点の例：国では最低限の現場パトロールをしても休みと認められているが、県ではそのような条件について明文化はされていない)

本会→6月に九州地方整備局との意見交換会があるので、その際に国土交通省の週休2日制の規定等について確認し、報告する。

3. 宮崎県建設産業関連団体との意見交換会を開催

6月28日に建設会館5階で建設産業関連団体との意見交換会が開催され、参議院議員の足立敏之先生と長峯誠先生、自由民主党宮崎県支部連合会坂口博美会長、宮崎県議会丸山裕次郎議長、全建緑陽会濱田良和会長、佐藤のぶあき後援会奥野博史様にご出席頂いた。意見交換会では建設産業の今後や現状、課題についての議論が行われた。



足立敏之先生挨拶



長峯誠先生挨拶



坂口博美自民党県連会長挨拶



丸山裕次郎県議会議長挨拶



山崎司会長挨拶



建設産業関連団体との意見交換会

4. 九州地方整備局との意見交換会を開催

6月12日に市内ホテルにて九州地方整備局との意見交換会が開催された。

意見交換会では、「令和2年度公共事業当初予算の増額確保について」、「高速道路のミッシングリンクの早期解消について」等について要望を行い、その後不調・不落防止や書類の簡素化、働き方改革等についての意見交換を行った。（出席者：九州地方整備局 藤巻企画部部長、井浦建政部部長等、宮崎県 葦方県土整備部次長等）



藤巻部長挨拶



井浦部長挨拶



山崎会長挨拶



九州地方整備局との意見交換会

5. 宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会を開催

6月6日に建設会館5階で宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会が開催された。意見交換会では「不調・不落防止について」、「書類の簡素化について」、「働き方改革に関する意見・要望等など」等について意見を交換した。

（出席者：神山宮崎河川国道事務所所長、
田浦延岡河川国道事務所所長等）



宮崎・延岡河川国道事務所との意見交換会

6. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県の施設を、令和2年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。

応募資格は、県内に事業所などを有する又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。

詳しくは、県ホームページを御覧いただくか、各施設の所管課までお問い合わせください。

指定管理者を募集する施設

施設名	所管課	電話番号
宮崎県建設技術センター	管理課	0985(26)7175
宮崎県体育館	教育庁スポーツ振興課	0985(26)7247
宮崎県ライフル射撃競技場		
宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）		

【指定管理者制度の概要】

- 本県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県施設の管理業務において、民間事業者等のアイデアやノウハウを活用して、利用者サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。
- 県の指定を受けた指定管理者は、あらかじめ定められた範囲で施設の管理を行い、また、施設の使用許可等も行います。

【県ホームページ】 <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/jinji-gyoseikaikaku/kense/gyose/index.html>

※ 「トップページ」⇒「県政情報」⇒「行政運営」⇒「指定管理者制度」
⇒「宮崎県の公の施設への指定管理者制度の導入について」の募集情報を御覧ください。

【募集期間】 令和元年7月上旬～令和元年9月上旬

※ 施設によって募集期間が異なります。詳しくは県ホームページで御確認ください。

【指定管理者制度全般についての問合せ先】

宮崎県 人事課行政改革推進室 電話：0985(32)4473

雇用改善コーナー

1. 平成31年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1225 第 2 号

開発 1225 第 2 号

平成 30 年 12 月 25 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、一般社団法人日本経済団体連合会においては平成 30 年 3 月 12 日に「採用選考に関する指針」（別添 1）（以下「指針」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年 3 月 30 日に「2019 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（別添 2）（以下「申合せ」という。）により、平成 30 年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 31 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

平成 30 年度と同様、平成 31 年度の安定所における取扱いには次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて
平成 31 年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成 31 年 4 月 1 日以降に展示・公開する。
これに伴う、当該求人受理開始は、平成 31 年 2 月 1 日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をする
とともに、安定所では 5 月 31 日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 31 年 4 月 1 日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
指針及び申合せは、平成 31 年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ④ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく勤務地を限定した地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑤ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号
職発 0124 第 3 号
平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 誠

厚生労働省職業安定所長
生 田 孝

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的な取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

3. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

(解説ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 残業時間の上限規制 | 2 |
| ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 | 4 |
| ③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） | 4 |
| ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ | 5 |
| ⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ） | 5 |
| ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 | 6 |
| ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 | 7 |
| ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 | 9 |

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

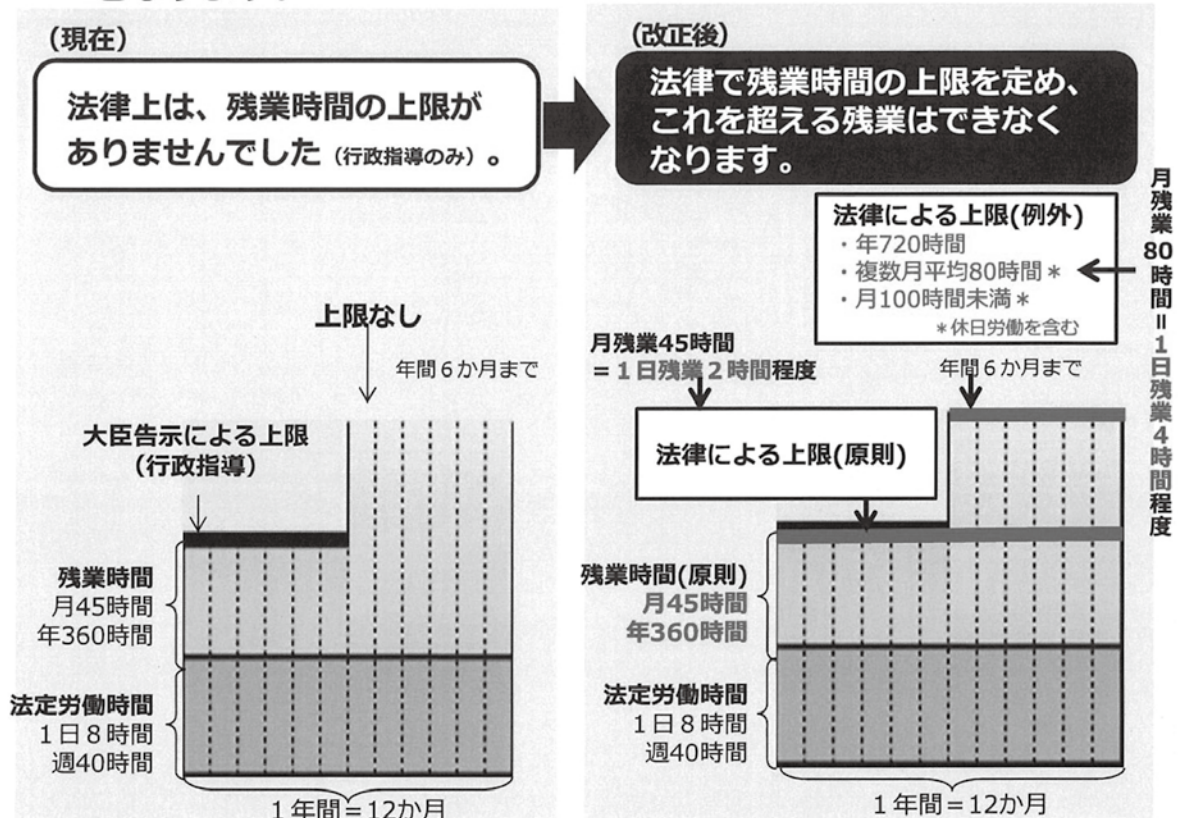


※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

雇用改善

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
- を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

☞ 記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

雇用改善

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

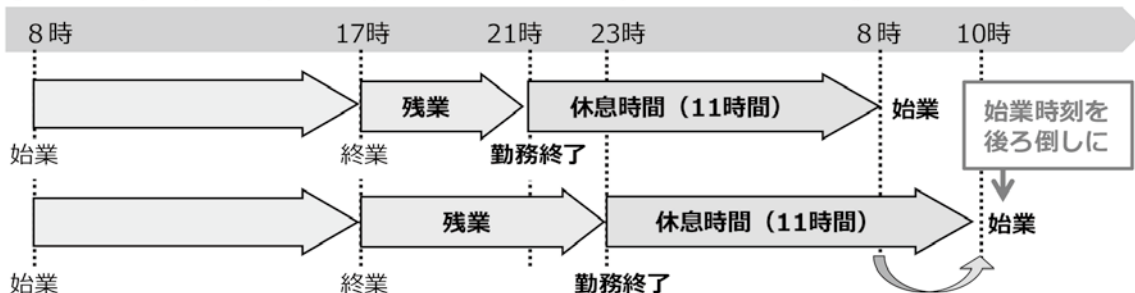
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、
一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、
働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

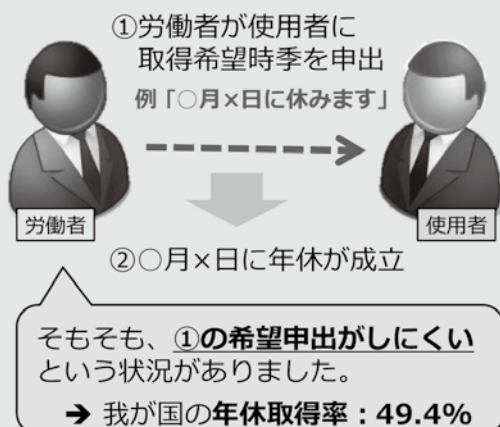


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

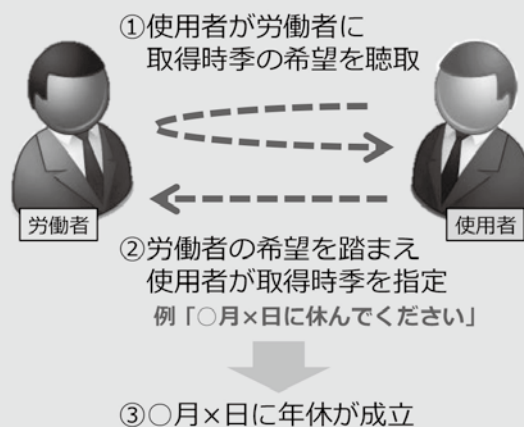
(現在)

労働者が自ら申し出なければ、
年休を取得できませんでした。



(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、
希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)			(改正後)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 <u>大企業、中小企業ともに 50%</u> ※中小企業の割増賃金率を上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

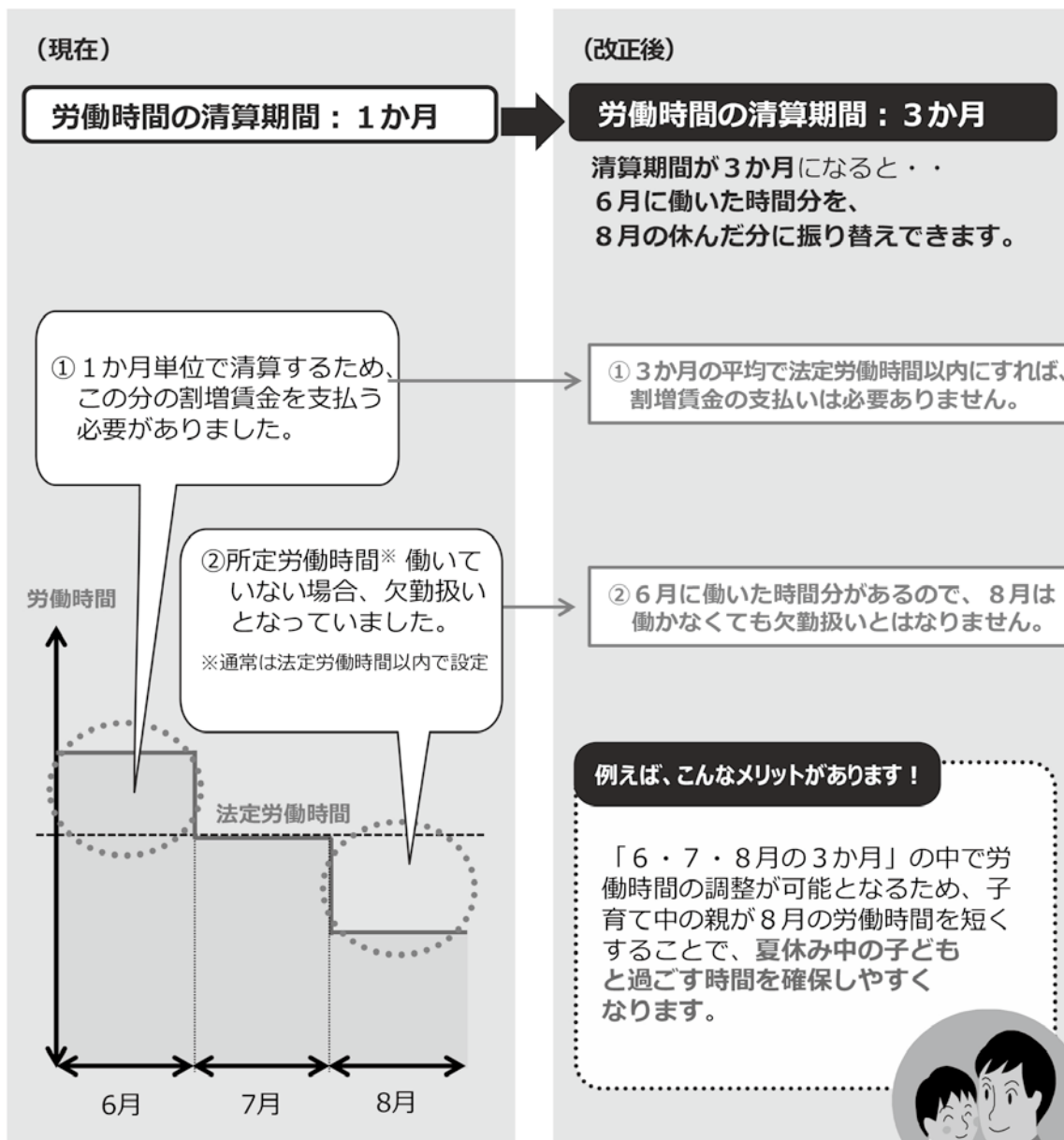
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)

3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可

4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)

6 測量！(提携会社)

7 3Dデータ作成！(提携会社)

8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

令和元年度の監理技術者講習は、表のとおり計画しております。講習の有効期間は講習修了日から5か年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
令和元年 8 月 2 日(金)	宮 崎 県 建 設 会 館
令和元年 9 月 20 日(金)	都 城 建 設 会 館
令和元年 11 月 5 日(火)	宮 崎 県 建 設 会 館

※受講申込みは、講習実施日にかかわらず、随時受け付けます。

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985 - 31 - 4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

2016 年 6 月 1 日以降、「監理技術者資格者証」と「講習修了証」が一枚に統合されます。講習を受講される方で、資格者証をお持ちの方は、講習当日持参してください。

2. 令和元年度 土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験受験準備講習会の開催ご案内

7 月 7 日に実施された 1 級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果は如何だったでしょうか。実地試験日は、10 月 6 日(日)となっており、受験準備を急ぎましょう。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験のみに合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習 (4 日間を 2 回に分けて開催)		
日 時	1 回目	令和元年 8 月 29 日(木) ~ 8 月 30 日(金)
	2 回目	令和元年 9 月 5 日(木) ~ 9 月 6 日(金)
受講金額	会員 : 25,000 円・非会員 : 29,000 円 (テキスト代は別)	
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)	
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985-31-4696)	

※お詫び

6 月号会報にて、令和元年「通常総会」を開催の文中で、来賓挨拶を戴いた蓑方県土整備部次長の氏名の誤字と写真の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げます。

建退共

1. 共済証紙購入の考え方（購入枚数の計算例）

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、**民間工事を受注したときも購入してください。**
- ◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。
- ※「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。
- ※人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- ※対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- ※100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。
- ※民間工事は1日1枚となります。

【購入率】

工事種別 総工事費	土木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》

- 工事種別：その他の土木（一般的な土木工事）
- 工事契約額：972万円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：100%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$9,720,000円 \times \frac{4.1}{1,000} \times \frac{100}{70} = 56,931円$$
（上記の表）（加入率）

$$56,931円 \div 310円 = 183.6 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310円の証紙を184枚購入$$

《例2》

- 工事種別：住宅・同設備（公営住宅、マンション等）
- 工事契約額：86万4千円（消費税8%を含む）
- 現場労働者の加入率：70%（下請労働者を含む）
- 計算式

$$864,000円 \times \frac{4.8}{1,000} \times \frac{70}{70} = 4,147円$$
（上記の表）（加入率）

$$4,147円 \div 310円 = 13.3 \rightarrow \text{切り上げ} \rightarrow 310円の証紙を14枚$$

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,624	31,012	前月分までの累計	457,276	51,574	前月分	54,502
加入	3	92	当月分	916	150		
脱退	2	145	総累計	458,192	51,724	当年度 累計	54,502
当月末計	2,625	30,959	(当年度累計)	1,719	229		
					32,210,245,431		
					110,320,537		
					32,320,565,968		
					180,482,461		

建災防 ■ ■

1. 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施について

令和元年8月1日～9月10日

建災防では、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害を減少させるため、災害発生件数が多くなる夏季に重点期間を設定し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施します。

会員事業場におかれましても、墜落・転落災害を防止するため、次の基本的事項の確実な実施をお願いします。

- ・作業床・手すり等の確実な設置
- ・安全帯の使用の徹底
- ・作業開始前の足場の点検の実施
- ・足場の組立て等に従事する作業者に対する特別教育の実施



◎足場の組立等作業主任者技能講習

開催日	開催場所
令和元年 9月3日(火)～4日(水)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和元年 12月4日(水)～5日(木)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

◎足場の組立て等の従事者に係る特別教育

開催日	開催場所
令和元年 7月18日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和元年 9月25日(水)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)
令和元年 11月19日(火)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町)

建災防

2. 第56回 全国建設業労働災害防止大会（福岡大会）について

～参加券を無料で配付します～

第56回全国建設業労働災害防止大会が、9月26日（木）、27日（金）に福岡市で開催されます。九州ブロックにおける開催は10年ぶりとなります。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、会員事業場に対しては、大会参加券（8,000円）を無料で配付します。

（1社につき2枚まで、また、先着100名まで）

当支部まで連絡いただければ、申込書を送付いたします。

※（申し込み先）建災防 宮崎県支部 TEL 0985（20）8610



建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間






第56回

全国建設業労働災害防止大会

in 福岡

2019年 9/26(木)・27(金)

初日：福岡国際センター
2日目：福岡国際会議場・福岡サンパレス
※同日、JR博多駅から「シャトルバス」（無料）を運行いたします。

申込先 最寄りの建設業労働災害防止協会
都道府県支部・本部業務部

参加券 8,000円（税込）

同時開催

安全衛生保護具・測定機器
安全標識等展示会

福岡国際会議場 多目的ホール

9.26 10:30～17:00（開場10:30）
9.27 9:00～16:00（開場9:00）



総合集会（初日）13:15～16:30（開場10:30）



- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- アトラクション

「脳とAIの未来」
講演 池谷 裕二
東京大学 薬学部 教授

専門部会（2日目）8:50～17:00（開場8:30）

- 建築部会
- 土木部会
- 安全衛生教育部会
- 低層住宅部会
- コスモス部会
- メンタルヘルス部会

●気鋭四教授と建災防とのパネルディスカッション
働き方改革とICT、メンタル、レジリエンス
建設安全の新たな潮流を探る



働き方改革と建設安全
芝浦工業大学 建築学部
建築学科 教授
銀澤 宏剛



ICTを活用した生産性向上と労働災害防止
立命館大学
理工学部 教授
建山 和由



メンタルヘルスと労働災害防止
東京大学 産業精神保健・職業安全センター（産研）
センター長・教授
小山 文彦



レジリエンス・エンジニアリングとヒューマンエラー防止
日本大学 生産工学部
創生デザイン学科 教授
扇塚 崇

建設業労働災害防止協会 専務理事 田中 正晴
新たな課題に対応したNEW COHMS

24

宮崎県建設業協会機関誌会報 2019.7

火薬協会

1. 平成30年度産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会平成30年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

No.	事故の概要	推 定 原 因
1	ベンチ発破（ベンチ高さ 10m、孔径 76mm、孔数 15 孔 3 列、孔長 11m、孔間隔 2.5m、最小抵抗線 3m）を行っていたところ、採石場敷地外へ飛石（4 個、最大径 15cm 程度）が発生したものの。	① 発破諸元から、装薬長、残孔長の関係を計算すると、ANFO の比重を 0.85 とした場合、1 m 当たりの薬量が 3.96kg となる。飛石が生じたと思われる MS ②段における装薬長は $45.1\text{kg} \div 3.96\text{ m /kg}$ で 11.4 m となる。MS ②段の孔は、残孔長 3m だけ計測して装薬したとなると、この孔は空隙又は亀裂が生じていた部分に火薬が集中し過装薬となり飛石が生じたと思われる。 ② 長孔の為、孔曲が生じて最小抵抗線が小さくなった。 ③ 最小抵抗線、孔間隔、ベンチ高及び発破係数が被適切。
2	採石場内の連絡道路を拡張するため（道路を塞ぐように大岩があったため）、発破を行っていたところ、採石場内の岸壁を越え、付近の自動車道まで飛石が発生、走行していたトラックの屋根に石が突き刺さったもの。	① 穿孔長（75mm）に対して込め物長が著しく短い（80cm） ② 縦孔が単孔の為一自由面発破となり、通常作業と違う施工状況にあった。 ③ 込め物がしっかり詰まっていなかった。 ④ 保安物件が近いにも関わらず、防護処置がなされていない。
3	採石場内で、火薬庫から火薬類をトラックに積み込む作業の準備を行っていたところ、何らかの原因で火薬類が爆発したもの。トラックの運転手 1 名が死亡。	トラックが停車していた場所と思われる場所に濡斗孔が認められないこと等から、爆発は爆薬庫内で起こったものと推測される。爆発したのは容易に起爆できない含水爆薬及び硝安油剤爆薬であり、爆薬事故が生じたのは、何らかの要因による爆薬庫に電気雷管が存在しており、かつ、その電気雷管は含水爆薬に密着または挿入されていたと推察される。電気雷管が爆薬庫内にあった要因としては、前日残った親ダイが爆薬庫内に置かれていたか、爆薬庫内で親ダイを作製していた可能性がある。いずれにしても、爆薬庫内で従業員が親ダイを取り扱っている際に何らかの原因で親ダイの雷管が起爆し、その親ダイが他の含水爆薬等に殉じたものと推察される。電気雷管の起爆の原因としては、電池、発破器の使用、誘導電流、衝撃、静電気等が考えられるが誘導電流、衝撃、静電気の可能性は小さい。

4	採石を行うために発破を行ったところ、飛石が発生し、敷地内事務所壁体及び事務所付近にいた取引事業者の従業員に岩石が当たったもの。負傷の程度は左足裂傷(軽傷)	① 装薬孔6孔の各孔間隔を2.5 mとした為に、3段孔と4段孔の間に亀裂が介在すれば、装薬孔～亀裂間距離が2.5m よりも短くなり、亀裂部分から吹き出したと考えられる。 ② 吹き出しの方向が事務所側（正面）であった為に、その事務所の壁に飛石が当たったものと考えられる。 尚、岩石の移動については、保安物件に対して安全な方向に移動する対策として、1段目は起砕上2孔で起爆するが、その後は、各段1孔を適用して安全な方向を考慮したが、亀裂の影響の方が大きかったものと考えられる。人身事故については、発破関係者以外の取引事業者の従業員が、発破警戒及び点火の合図があったにも関わらず、指定された退避場所から外れて、発破場所が見通せる場所にいた為、飛石に当たったものである。
5	トンネル切羽において、装薬・結線作業中に装薬・結線済の1孔（天端部）が突然暴発した。	暴発の原因としては熱が推測され、装薬孔内が削孔作業により高温となり、電気雷管が熱の影響で発火したものと考えられる。せん孔試験の結果、通常1.2mのせん孔には1分程度の時間を要し、その際の孔内温度は20℃前後であった。これに対し、先端ビットが岩の目にかみこみ、ロッドを引き抜くまでに10分程度時間を要した場合には、孔内温度が150℃以上となった結果が得られた。
6	トンネルの新設工事において、新設のトンネル側と供用中の旧トンネルの間の「避難連絡坑」を貫通発破作業中に飛石が発生した。 また、同時に爆風により1.5m先の防護用鉄板（厚さ4m及び旧トンネル側に設けられた閉鎖中の避難連絡坑扉を破損し、供用中の旧トンネル側に飛石が飛散した。 これにより片側交互通行中の軽自動車に、飛散した小石数10個に乗り上げて、右側前輪及び左側後輪のタイヤがパンクした。	① 作業全般について、管理不足あった（特に、装薬量、貫通点までの距離）。 ② 実際には、せん孔長は1.5 m以上あり、孔尻から貫通点までの距離も短かった可能性がある。 ③ 極端な過装薬による発破を実施した。 ④ 防護用として設置された鉄板が強度不足であった。 ⑤ 発破時に、供用トンネル内に監視員を配置しておらず、飛石発生時に通行止め等の措置が取れなかった。

2. 受験対策講習会受付中 (火薬類取扱保安責任者甲・乙対象)

(1) 開催場所 宮崎県建設会館 5 階会議室

(2) 開催月日 令和元年 7 月 22 日 (月曜日～一般火薬学)、23 日 (火曜日～法令)
両日とも午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※ 養成講習は、事前申込みが必要です。

会員は、14,200 円、非会員は、17,200 円 (テキスト代を含む)

※ 養成講習は、全国火薬類保安協会登録講師と県消防保安課火薬担当が実施します。

※ 昨年乙種試験合格者 12 名は全員受験対策講習受講者でした。

3. 講習会の日程について

保安手帳・従事者手帳の**受講期限日**を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
8 月 8 日	木	高 千 穂 町	高 千 穂 建 設 会 館	13:00～17:00
9 月 12 日	木	延 岡 市	延 岡 建 設 会 館	
10 月 24 日	木	日 向 市	日 向 建 設 会 館	
11 月 14 日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	
12 月 19 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12 月 19 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和元年5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和元年度	250	0.8	9,276	▲ 14.5	486	22.1	18,120	6.1
平成30年度	248	21.0	10,851	13.0	398	0.3	17,076	▲ 20.0
平成29年度	205	▲ 11.3	9,601	▲ 15.1	397	▲ 14.4	21,342	▲ 3.0

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

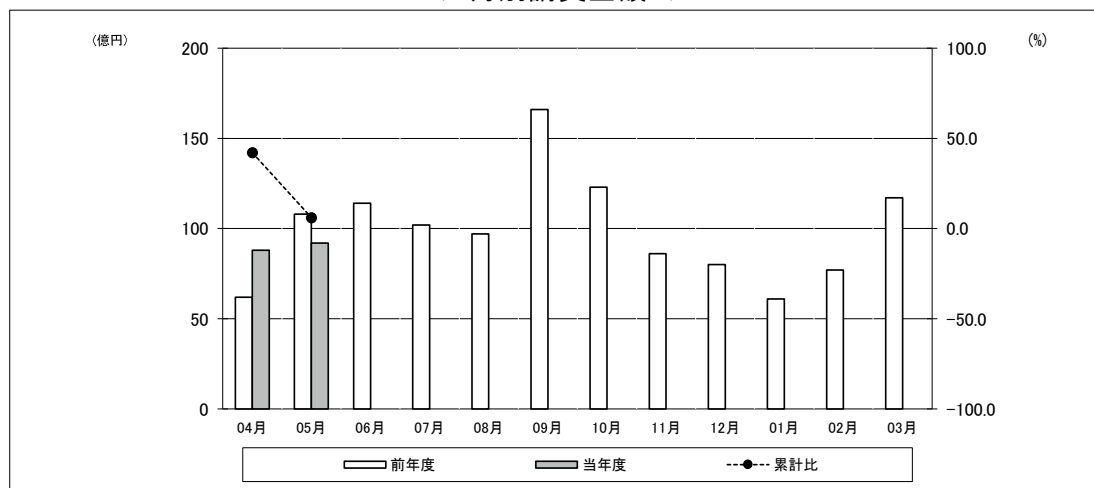
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	35	▲ 32.7	3,668	▲ 29.9	40	▲ 38.5	4,035	▲ 35.1
独立行政法人等	1	<	194	<	3	200.0	897	150.6
県	55	▲ 22.5	1,877	▲ 28.2	186	34.8	5,910	4.1
市町村	158	28.5	3,454	30.6	255	33.5	7,036	58.4
その他	1	▲ 50.0	81	▲ 77.3	2	▲ 33.3	240	▲ 38.2
計	250	0.8	9,276	▲ 14.5	486	22.1	18,120	6.1

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	52	20.9	2,045	▲ 18.9	82	9.3	2,721	▲ 36.9
日 南	20	▲ 13.0	865	▲ 43.2	46	39.4	1,586	▲ 9.5
串 間	11	▲ 31.2	132	▲ 37.1	18	5.9	323	52.0
都 城	40	5.3	2,507	▲ 27.0	71	39.2	4,537	14.5
小 林	17	▲ 29.2	460	▲ 30.9	35	▲ 14.6	1,232	▲ 20.8
高 岡	6	0.0	401	224.4	25	56.3	1,056	6.9
西 都	19	111.1	274	62.0	41	95.2	739	37.9
高 鍋	13	▲ 7.1	247	▲ 37.5	22	4.8	790	30.4
日 向	37	0.0	571	▲ 11.8	59	1.7	1,180	▲ 5.1
延 岡	23	▲ 4.2	1,525	76.3	53	43.2	3,049	131.4
西臼杵	12	▲ 14.3	243	▲ 16.5	34	21.4	900	53.3
計	250	0.8	9,276	▲ 14.5	486	22.1	18,120	6.1

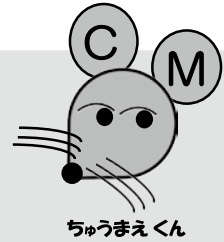
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



 西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

令和元年度 宮崎県内の中間前払金保証実績（令和元年5月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
県	18	▲ 5.3	881	45.0
宮崎 市	5	66.7	236	▲ 17.6
都城 市	1	<	99	<
延岡 市	1	0.0	7	▲ 63.3
日向 市	1	<	120	<
高千穂 町	1	<	4	<
日之影 町	2	<	24	<
椎葉 村	1	<	23	<
合 計	30	25.0	1,398	49.5

建設業情報管理センターからのお知らせ

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター
Construction Industry Information Center

登録経営状況分析機関 登録番号 1



まかせて、安心!!



経営状況分析の申請は、
一般財団法人 建設業情報管理センター (CIIC) へ

》 豊富な実績で皆様の信頼にお応えします

》 正確な分析、丁寧な対応をお約束します

》 原則 3営業日 で結果通知書を発送します

※お問い合わせの内容により、3営業日を超える場合もあります。

CIIC電子申請だと
郵送による申請
よりお得!
もちろん郵送もオッケー!

●郵送による申請
13,880円

●電子申請
12,340円

**1,540円
お得です!**



申請書類の作成には、
完全無料の
「なんでも経審」を
ご利用下さい!!

使用料、更新料等の必要な
有償のソフトを使用されて
いませんか?

「なんでも経審」
(会員登録、使用料、更新料等
一切不要) をお試しください!!
分析申請書類等が簡単に作成
できます。Webサイトより
ダウンロードしてご利用下さい。

便利なマイページを
是非ご利用下さい!!

CIICマイページでは、簡単に
電子申請ができ、そのまま
ネットバンキングでお支払いが
できます。
また、現在申請中の進捗状況等
を調べることができるように
なり、さらに便利に
なりました。



登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC

検索

CIIC

一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所



当財団は、情報セキュリティマネジメント
システム (ISMS) に関するISO規格
(27001) の認証を取得しています。

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 (福岡建設会館6階)

TEL 092-483-2841

建設業福祉共済団からのお知らせ

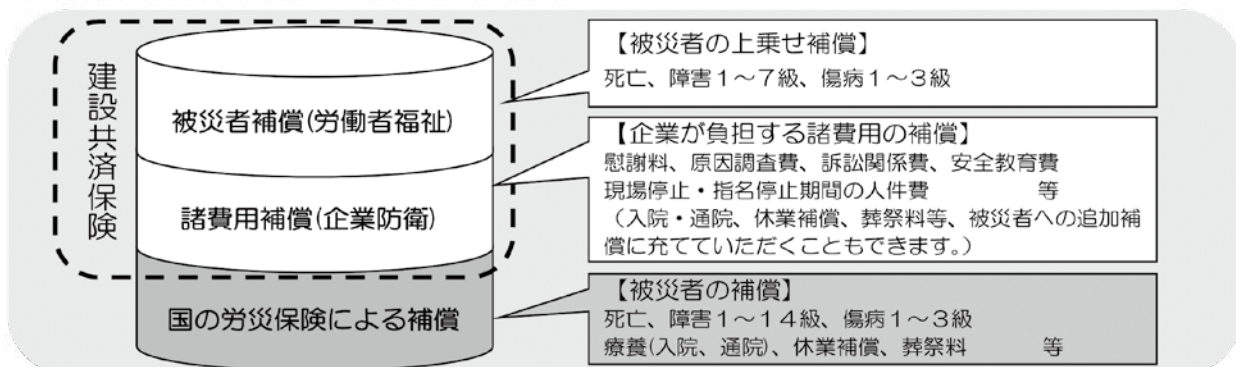
＜法定外労災補償制度＞

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ (年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

経営事項審査において15点の加点になります。

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q 検索

